

◆「退職に伴う手続き等」カレンダー

	在 職 中			退 職 後														
				令和6年									令和7年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
児童手当	該当者（4月15日まで） ・居住地の市区町村または配偶者（公務員の場合）の所属へ申請。 ※ 再任用（常勤のみ）の場合は継続されるため、手続き不要です。																	
財形貯蓄	該当者（3月末まで） ・契約金融機関へ、退職すること（解約等）を連絡。 ※ 再任用の場合でも財形貯蓄は積み立て終了となります。																	
iDeCo （個人型確定拠出年金）	該当者（3月末まで） ・退職後の状況により、必要な手続きが異なります。退職者本人が 運営管理機関等へ確認後、場合に応じて必要な届出をしてください。																	
退職手当	全員（1月中旬～1月下旬） 退職手当申出書等の提出（所属長へ） ・退職手当に関する申出書 ・退職所得の受給に関する申告書 ・最新の給与個人票の写し ・育児休業期間に係る確認調書（該当者のみ） （詳細はホームページ。様式ダウンロード可）			全員（4月下旬） (P.28) 退職手当の決定（福利課より自宅へ送付） ・退職手当決定通知書、退職手当の源泉徴収票等の送付 退職手当の支払い ・指定口座へ入金 ※退職手当申出書等の提出後に「再就職or再就職取りやめ」となった場合は、速やかに事務担当者に御連絡ください※														
任意継続組合員	任意継続組合員申出書の提出 ※任意継続組合員証4月1日発送希望の方 ・掛金前納（12か月または6か月）を希望する方（3月4日まで） ・初回4月分の掛金払込みを希望する方（3月15日まで） <以下の方は提出不要> ・再就職先の健康保険に加入する方 ・家族の被扶養者になる方 ・国民健康保険に加入する方 ・再任用（フルタイム）になる方 ・短期組合員になる方			任意継続組合員の申込者 ・任意継続組合員証の送付（4月上旬） ・初回4月分の掛金の払込（4月19日まで） ※掛金前納の方の掛金払込期限は3月27日までです。			任意継続組合員の資格を喪失したとき ・国民健康保険に加入する方は、資格喪失後14日以内に居住地の市区町村で手続きが必要です。 手続きには共済組合で発行する「資格喪失証明書」が必要です。 ※ 詳細については、各市区町村にご確認ください。											
年金関係	一般組合員資格喪失者（全員） ・退職届書の提出（4月上旬）			60歳未満の方 ・国民年金の加入 組合員や被扶養配偶者で60歳未満の方は、居住地の市区町村で国民年金の加入手続きが必要です。			全員 ・年金待機者登録通知書の送付 手続きの完了時期は、退職後おおむね3か月から6か月後となります。			60歳未満の方 次の方は、居住地の市区町村で国民年金の加入手続きが必要です。 ・任意継続組合員に加入する方 ・国民健康保険に加入する方 ・配偶者以外の被扶養者になる方								
税金関係				再就職されなかった方（6月下旬） (P.28) ・住民税の納付開始 市町村より送付された住民税納税通知書により納付（普通徴収）						再就職された方（12月） ・年末調整（各所属）			再就職されなかった方（毎年2月中旬～3月中旬） ※ 年度によって申告時期が変わるので確認が必要です。 ・確定申告（税務署等）					

※ ページ数については、「みやぎ 福利厚生だより 福利厚生ハンドブック(2023 保存版)No. 197」のページとなっていますので、ご確認ください。